



花見会計事務所だより No.45

今回はあんしん財団の会員制度についてご紹介します。

サービス利用はもちろん会費を費用計上できるので節税対策にもなるかと思えます。
 ここでご紹介したものは一部ですので、ご不明な点は職員にお尋ねください。

《あんしん財団について》

業種、年齢に関わらず**お一人様月々2,000円**でケガの補償、福利厚生、労働災害防止のさまざまなサービスが利用できます。

《すべての業種に共通するメリット》

1 業務上・業務外に関係なくケガの補償を受けることができます

- ・保険金は入院等の第1日分から支払いされます
- ・交通事故やスポーツによるケガや海外でのケガも補償されます
 死亡時、後遺障害：最高2,000万円
 1日につき 入院：6,000円、通院：2,000円、往診：4,000円

2 福利厚生サービスを利用して会社の福利厚生を充実させることができます

- ・各種補助金等の支援が受けられます
 定期健康診断：1回につき2,000円、人間ドック受診：1年で6,000円
 契約宿泊施設、契約ゴルフ場：1回につき2,000円
- ・経営や暮らしに役立つ相談サービスが無料で提供されています

3 職場の安全衛生向上のための補助金制度を利用することができます

- ・安全衛生設備等設置に対する補助金
 例) スタッドレスタイヤ、空調機器、安全靴、消火器など
 - ・フォークリフト特定自主検査の実施に対する補助金
 - ・AED等「職場の救急対策用設備」設置に対する補助金
- ※これらの補助金は1名様につき10,000円まで利用できます

《使用者賠償責任保険制度》

お仕事中のケガ、うつ病による自殺や過労死などの労災事故で、従業員など(加入者に限り)からの訴訟などにより、会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金・弁護士費用などが最高1加入者あたり3億円、1事故あたり10億円まで補償される制度です。

《会費の経理処理について》

法人事業所		振替口座	税務上の処理	勘定科目
法人事業所		法人名義	全額損金	諸会費等
個人事業所	事業主および事業主と生計を一にする配偶者その他の親族	事業主名義	①保険料相当部分(1,700円)は事業主個人の負担となり経費となりません。 ②保険料相当部分以外(300円)は必要経費。	事業主貸 諸会費等
	その他の加入者	事業主名義	全額必要経費。	諸会費等

～～ 奈良より一言 ～～

今年は8月下旬から9月中旬まで全国的に平年より暑いと予報が出ております。まだまだ猛暑が続きそうですので熱中症等お気を付けください。

～～ 節電への取組みについて ～～

当事務所では節電のため、照明の一部消灯やエアコン使用の制限、クールビズでの就業などを行っております。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願い致します。

